

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 規 則  
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十七号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営北信団地の項中「四百三号室まで」の下に「十八号棟の二百一号室から四百六号室まで」を加え、「十八号棟」を「十八号棟の百一号室から百五号室まで」に改め、同表福島県営笹谷団地の項中「四号棟まで」を「三号棟まで、四号棟の百一号室から百六号室まで」に、「五号棟の二百一号室」を「四号棟の二百一号室から四百三号室まで、五号棟の二百一号室」に改め、同表福島県営蓬萊団地の項中「十五号棟」を削り、「十三号棟」の下に「十五号棟」を加え、同表福島県営柴宮団地の項中「三十九号棟」を「三十八号棟の二百一号室から四百六号室まで、三十九号棟」に改め、「四十二号棟」を削り、「三十八号棟、四十一号棟」を「三十八号棟の百一号室から百六号室まで、四十一号棟、四十二号棟」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中「二号棟」を「から四号棟まで」に、「三号棟から五号棟まで」を「五号棟」に改め、同表福島県営大坪団地の項中「〇・八九」を「〇・八七」に改め、同表福島県営松長団地の項を次のように改める。

福島県営松長団地

会津若松市

一号棟から六号棟まで、七

〇・八〇

別表第二の一の表福島県営高坂団地の項中「五号棟」を削り、「三号棟、四号棟」を「三号棟から五号棟まで」に改める。

### 附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

（建築住宅課）

号棟の一号室から七号室まで及び九号室から十八号室まで、八号棟の一号室から七号室まで及び九号室から十八号室まで	〇・八二
七号棟の八号室、八号棟の八号室	